

件名	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項第2号
<p>【改正の概要】</p> <p>本人確認情報を利用することができる県の事務を追加するための改正  <u>災害時における県民の安否の確認に関する事務であって規則で定めるもの</u>  （別表第2に追加）</p> <p>大災害で市町の住民基本台帳が滅失したときに、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報（住所・氏名・性別・生年月日等）を利用できるようにしようとするもの</p> <p>具体的には、市町が住民の安否確認をするために必要な場合は、県が本人確認情報を市町に提供すること、また、市町が自ら安否確認できないときは、県が本人確認情報を利用して市町に代わって安否確認することなどを想定</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 住民基本台帳法（抜粋）  （都道府県における本人確認情報等の利用）</p> <p>第30条の8 <u>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。</u></p> <p>一 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。  二 条例で定める事務を遂行するとき。  三・四 省略</p> <p>2 県の事務に係る利用状況</p> <p>(1) 住民基本台帳法 別表第5（22年度 22,548件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券法によるパスポート発行（22年度 20,019件） 23年度は全市町に権限移譲</li> <li>・恩給法による年金給付支給（22年度 1,575件）等</li> </ul> <p>(2) 住民基本台帳法施行条例 別表第2（22年度 1,837件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法による県税の賦課徴収(23年度 26,107件) 23年度から利用（24.2月末まで）</li> <li>・児童扶養手当法による児童扶養手当（誤払い・過払い）の返納請求処理（22年度 0件）</li> <li>・母子寡婦福祉法による貸付金償還金の徴収（22年度 2件）</li> <li>・原子爆弾被爆者援護法の死亡届等の受理（22年度 0件）</li> <li>・県恩給条例による年金給付の支給（22年度 79件）</li> <li>・県奨学資金貸与条例による奨学金返還金の徴収（22年度 298件）</li> <li>・県公営企業設置条例による県立病院料金（未収金）の徴収（22年度 85件）</li> <li>・心身障害者扶養共済制度条例による共済制度の加入申請処理（22年度 1,373件）</li> </ul> <p>3 他県の状況</p> <p>改正済み：4県（岩手・宮城・福島・高知）</p>	